

行政手続法第5条第1項の規定に基づく都市計画法第53条第1項の規定による建築の許可に係る審査基準における「事業の施行が近い将来に見込まれる区域等」を次のとおり公告し、平成30年11月2日の許可申請分から適用します。

当該区域を表示する図面は、京都市都市計画局において公告の日から一般の閲覧に供します。

平成30年10月2日

京都市長 門川大作

1 事業の施行が近い将来に見込まれる区域等

	都市計画 番号	都市計画 施設名	区間又は町名	延長 又は 面積	担当課
1	I・III・11号	国道9号線	右京区西院月双町～ 右京区西京極浜ノ本町	約670m	国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所
2	4・3・282号	淀城跡公園	伏見区淀本町地内	約1.7ha	建設局 みどり政策 推進室
3	3・3・132号	向日町上鳥羽線	南区久世殿城町地内	約500m	建設局 道路建設部 道路建設課
4	3・4・183号	牛ヶ瀬勝竜寺線	南区久世殿城町地内	約100m	同上

2 閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課
電話番号075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)